

令和4年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議案説明資料



令和4年3月28日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会議案説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
承認		
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用 職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例)	資料1	1
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算(第2号))	資料2	3
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算(第1号))	資料3	5
議案		
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職 員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例に ついて	資料4	7
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の 一部を改正する条例について	資料5	11
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条 例の一部を改正する条例について	資料6	13
議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定につ いて	資料7	17
議案第5号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予 算(第3号)について	資料8	27
議案第6号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算(第2号)について	資料9	29
議案第7号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に ついて	資料10	31
議案第8号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算について	資料11	35

【このページは空白です】

専決処分の報告及び承認を求めることについて
(神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例)

1 概要

12月に支給する短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、当該条例の一部を改正しました。

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合は人事院勧告、令和3年11月22日付け総行給第69号ほか総務副大臣通知、神奈川県及び神奈川県内の市町村の動向を踏まえ決定するところ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分としました。

2 改正の内容

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給率を、1.275月から1.125月に改定

3 条例の施行日

公布の日（令和3年11月30日）

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の
任用、勤務条件等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(短時間勤務会計年度任用職員の 期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎 額に、<u>100分の112.5</u>を乗 じて得た額に、基準日以前6月以 内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ 、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(短時間勤務会計年度任用職員の 期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎 額に、<u>100分の127.5</u>を乗 じて得た額に、基準日以前6月以 内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ 、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>

(注) 傍線部分は改正部分

**令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第 2 号)について**

1 専決処分理由

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、国から要請されたマイナンバーカードの取得促進を図るため、令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)を編成しました。

令和 3 年 11 月 12 日に国から仕様書関連の最新情報が示され、令和 3 年 12 月中に契約を締結し事業に着手する必要があるとあり、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであったため、専決処分としました。

2 補正の内容

1 億 3,930 万 3 千円を増額し、予算総額を 37 億 5,923 万 6 千円としました。

(1) 歳入

- 民生費国庫補助金

マイナンバーカードの取得促進に係る費用に充てるため：1 億 3,930 万 3 千円の増

＜歳入予算補正＞ (単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金 1. 国庫補助金	1. 民生費国庫補助金	673,895	139,303	813,198
歳入合計		3,619,933	139,303	3,759,236

(2) 歳出

- 一般管理費

マイナンバーカードの取得促進に係る費用：1 億 3,930 万 3 千円の増

＜歳出予算補正＞ (単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	2,837,173	139,303	2,976,476
歳出合計		3,619,933	139,303	3,759,236

【参考】

事業概要	当広域連合からマイナンバーカード未取得の被保険者へ交付申請書を送付
送付対象者	被保険者のうちマイナンバーカード未取得者 約 65 万 5 千人
送付予定時期	令和 4 年 2 月 14 日(月)

【このページは空白です】

令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

1 専決処分理由

令和 3 年度の特別高額医療費共同事業（※）拠出金について、予算額を上回る事となったため、令和 3 年度後期高齢者医療特別会計補正予算を編成しました。特に緊急を要し、議会を召集する時間的余裕もないことが明らかであったため、専決処分としました。

※特別高額医療費共同事業

広域連合における著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担してリスク分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担を軽減することを目的として、各広域連合からの拠出金をもとに実施される事業

2 補正の内容

2,650 万円を増額し、予算総額を 9,855 億 2,649 万 5 千円としました。

(1) 歳入

○ 特別高額医療費共同事業交付金

特別高額医療費共同事業拠出金の不足分に充てるため：2,650 万円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 特別高額医療費共同事業交付金	1. 特別高額医療費共同事業交付金	383,964	26,500	410,464
歳入合計		985,499,995	26,500	985,526,495

(2) 歳出

○ 特別高額医療費共同事業拠出金

特別高額医療費共同事業拠出金の不足分：2,650 万円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 特別高額医療費共同事業拠出金	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	511,952	26,500	538,452
歳出合計		985,499,995	26,500	985,526,495

【このページは空白です】

**神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について**

1 条例改正の理由

令和 3 年の人事院勧告、神奈川県及び神奈川県内の市町村における給与改定等の状況を踏まえ、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例を改正します。

2 改正の内容

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、1.125月から1.20月に引き上げます。

3 条例の施行日

令和 4 年 4 月 1 日

4 その他

12月に支給した短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、人事院勧告等に準じて1.275月から1.125月に引き下げるための条例改正（令和 3 年 11 月 30 日施行）を専決処分しています。

令和 4 年度以降の支給割合

改 正	現 行
120/100	112.5/100

比較表

	令和 4 年度以降	令和 3 年度
6 月期	120/100	127.5/100
12 月期	120/100	112.5/100
年合計	240/100	240/100

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(超過勤務)</p> <p>第5条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、短時間勤務会計年度任用職員に対し、前条第1項又は第3項の規定により割り振られた勤務時間</p> <p>外の時間に勤務することを命ずることができる。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 短時間勤務会計年度職員が前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに報酬のそれぞれ100分の80並びに期末手当を支給することができる。ただし、結核性疾患にかかり<u>同号</u> に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに報酬及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 短時間勤務会計年度職員が神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第5号)第3条第1号及び第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬のそれぞれ100分の100以内並びに期末手当を支給することができ</p>	<p>(超過勤務)</p> <p>第5条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、短時間勤務会計年度任用職員に対し、前条第1項又は第3項の規定により割り振られた勤務時間(以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。)</p> <p>外の時間に勤務することを命ずることができる。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 短時間勤務会計年度職員が前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに報酬のそれぞれ100分の80並びに期末手当を支給することができる。ただし、結核性疾患にかかり<u>法第28条第2項第1号</u> に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに報酬及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 短時間勤務会計年度職員が神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例<u>第3条第1号</u> 及び第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬のそれぞれ100分の100以内並びに期末手当を支給することができ</p>

る。
5・6 (略)

る。
5・6 (略)

(注) 傍線部分は改正部分

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

保健事業等支援基金は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるため、設置したものです。

当広域連合では、令和3年度まで保健事業を後期高齢者医療特別会計と一般会計に分け、後期高齢者医療特別会計では健康診査事業や一体的実施事業、一般会計では糖尿病性腎症重症化予防事業や重複頻回・重複投薬への対応等を実施してきました。

令和4年度予算においては、保健事業の本来の目的や国による補助金などの財源が明確なことを踏まえ、一般会計の「保健事業費」に係る事業をすべて後期高齢者医療特別会計に移行します。これに伴い、一般会計に設置している保健事業等支援基金を後期高齢者医療特別会計に移行するため、条例を改正します。

2 改正の内容

当条例中「神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計」を「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計」に改めます。

3 条例の施行日

令和4年4月1日

神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例新旧対照表

新	旧
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる金額は、<u>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計</u>（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>特別会計</u>歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる金額は、<u>神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計</u>（以下「一般会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計</u>歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について

1 条例改正の理由

令和4年度及び令和5年度における保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴う保険料の賦課限度額を改める等のため、条例を改正します。

2 改正の内容

(1) 令和4・5年度の保険料率の算定

(現行)	所得割率	8.74%	均等割額	43,800円
(改正後)	<u>所得割率</u>	<u>8.78%</u>	<u>均等割額</u>	<u>43,100円</u>

(2) 保険料賦課限度額の引上げ

(現行)	賦課限度額	64万円
(改正後)	賦課限度額	<u>66万円</u>

(3) 第15条(徴収猶予)の条文中の表記変更

(現行)	納付する者
(改正後)	納付する義務を負う者

(4) 附則第3条、第4条、及び第6条の規定を削除

附則第3条(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

附則第4条(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

附則第6条(令和元年台風第19号に係る保険料の減免の特例)

の規定を削除

3 条例の施行日

令和4年4月1日

以上

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(所得割率) 第7条 <u>令和4年度及び令和5年度の所得割率は、100分の8.78とする。</u> 。 (被保険者均等割額) 第8条 <u>令和4年度及び令和5年度の被保険者均等割額は、43,100円とする。</u> (保険料の賦課限度額) 第9条 第3条第1項の賦課額は、<u>66万円を超えることができない。</u> (徴収猶予) 第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。<u>次条において同じ。</u>）の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。 (1)～(4) (略) 2・3 (略) 附 則</p>	<p>(所得割率) 第7条 <u>令和2年度及び令和3年度の所得割率は、100分の8.74とする。</u> 。 (被保険者均等割額) 第8条 <u>令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は、43,800円とする。</u> (保険料の賦課限度額) 第9条 第3条第1項の賦課額は、<u>64万円を超えることができない。</u> (徴収猶予) 第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。 (1)～(4) (略) 2・3 (略) 附 則 <u>(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u> 第3条 <u>令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和2年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。</u></p>

<p>(東日本大震災に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>	<p>(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p><u>第4条</u> <u>令和2年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)</u>についての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(令和元年台風第19号に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第6条</u> <u>広域連合長は、令和元年台風第19号により災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された日に、同法が適用された市町村に住所を有していた被保険者で、令和元年台風第19号による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>
---	--

(注) 傍線部分は改正部分

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について

1 広域計画の趣旨・策定理由等

広域計画は、地方自治法第291条の7及び神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定する計画で、広域連合及び市町村が相互にその役割を担い、連携を図りながら、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営していくための基本的な指針となるものです。

この度、現在の第3次広域計画が令和3年度をもって計画期間が満了することに伴い、第4次広域計画を策定するものです。

計画策定にあたり、第3次広域計画の振り返りを行い、結果から今後の方向性を確認し、現状と課題を踏まえ、第4次広域計画の策定をいたしました。

また、第4次広域計画では、新たに計画の基本理念を定め、3つの施策の柱は前計画を踏襲しつつ、内容の見直しを行い、今後の課題解決に向けた施策に取り組んでいく方向性を示しています。

2 第4次広域計画（案）作成までの経過

令和3年5月	第3次広域計画最終評価
令和3年7月	各市町村に広域計画（素案）に対する意見聴取を実施
令和3年8月	広域連合議会議員に広域計画（素案）概要版にて説明
令和3年10月	パブリックコメント実施
令和4年1月	パブリックコメント結果公表

（参考）

第1次広域計画	平成19年度～平成23年度（4年間）
第2次広域計画	平成24年度～平成27年度（3年間）
第3次広域計画	平成28年度～令和3年度（5年間）※令和2年3月一部改定
第4次広域計画	令和4年度～令和13年度（10年間）

【このページは空白です】

第4次広域計画（案）の概要

1 広域計画の趣旨・計画期間

(1) 趣旨

広域計画は、地方自治法第291条の7及び神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき、策定する計画で、広域連合及び市町村が相互にその役割を担い、連携を図りながら、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営していくための基本的な指針

(2) 計画期間

令和4年度から令和13年度 10年間 ※法改正等により改正が必要となったときには、随時改正

2 第3次広域計画の振り返り

基本方針

主な取組結果

今後の方向性

<p>医療費の適正化</p>	<p>診療報酬明細書の点検、介護保険との給付調整、療養費支給申請書等の点検、後発医薬品の利用促進、医療費通知、適正求償（不当利得求償、第三者行為求償）などの事業を行いました。 医療費適正化の取組により、適正な請求が増加するなど一定の効果を得ることができました。</p>	<p>医療費増大の抑制を図るため、医療費の適正化の取組が必要。</p>
<p>健全な制度運営</p>	<p>保険料の収納対策として、短期被保険者証を交付して継続的な納付相談を行い、併せて、収納率の低い市町村を訪問するなど、収納対策の状況確認等を行うことで、収納率が向上しました。 (令和2年度収納率：99.57%)</p>	<p>健全な制度運営に向けた保険料収納対策などの取組が必要。</p>
<p>高齢者保健事業の推進</p>	<p>保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、市町村と協力・連携し、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした健康診査、歯科健康診査、重複・頻回受診者及び重複投薬者への訪問相談などの事業を行い、大学などの外部有識者との連携・協力により保健事業に関する助言や分析を受けるとともに、県医師会や県歯科医師会、県薬剤師会とも連携し、効果的な保健事業の推進に取り組みました。</p>	<p>保健事業を推進し、更なる被保険者の健康の保持増進が必要。</p>

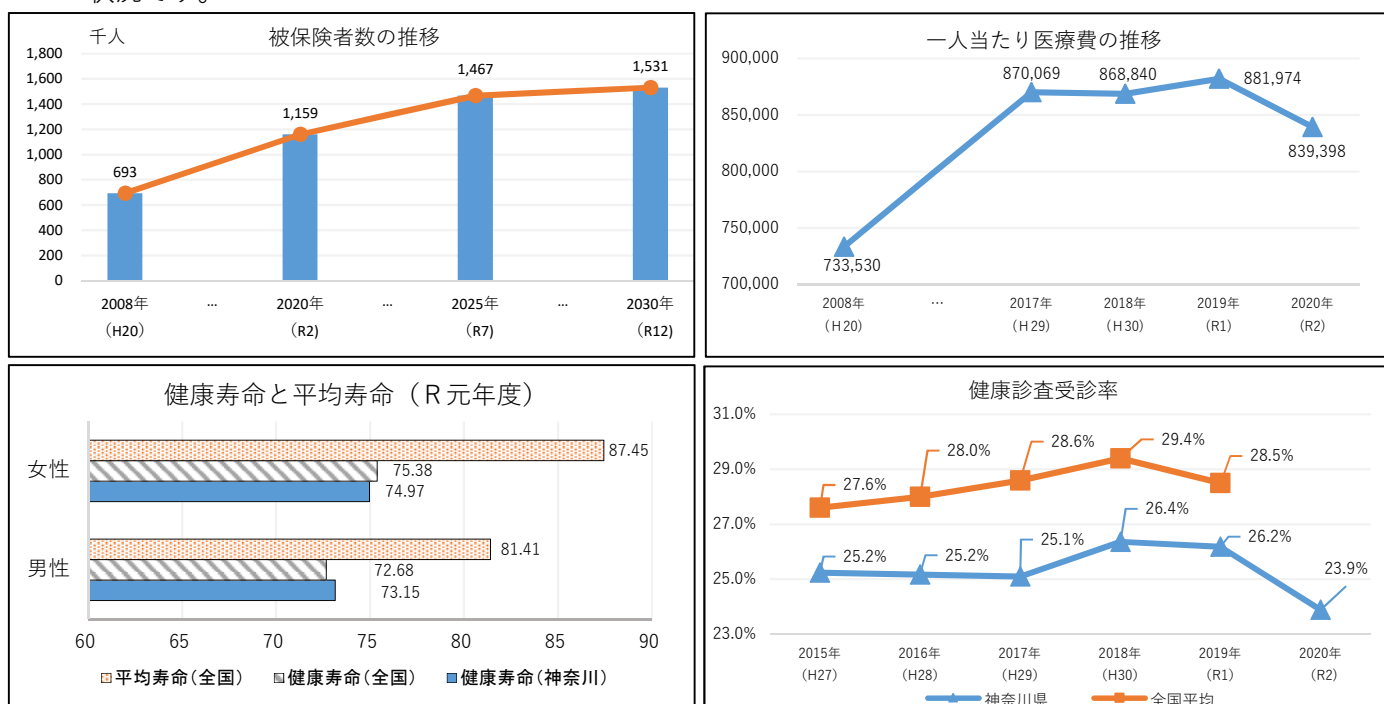
3 現状と課題

(1) 現状

神奈川県内の後期高齢者医療の被保険者数は、令和2年度には約116万人となりました。今後も増加傾向は続き、令和7年度には約147万人、令和12年度には約153万人となると予想されます。また、医療費については、被保険者数、一人当たり医療費ともに増加傾向にあるため今後も増加することが見込まれます。

平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）に差が見られます。

被保険者の健康の保持増進のため、データヘルス計画に基づき、健康診査や歯科健康診査を実施しており、神奈川県健康診査受診率は、令和元年度で26.2%となっており、全国受診率と比べて、2.3ポイント低い状況です。

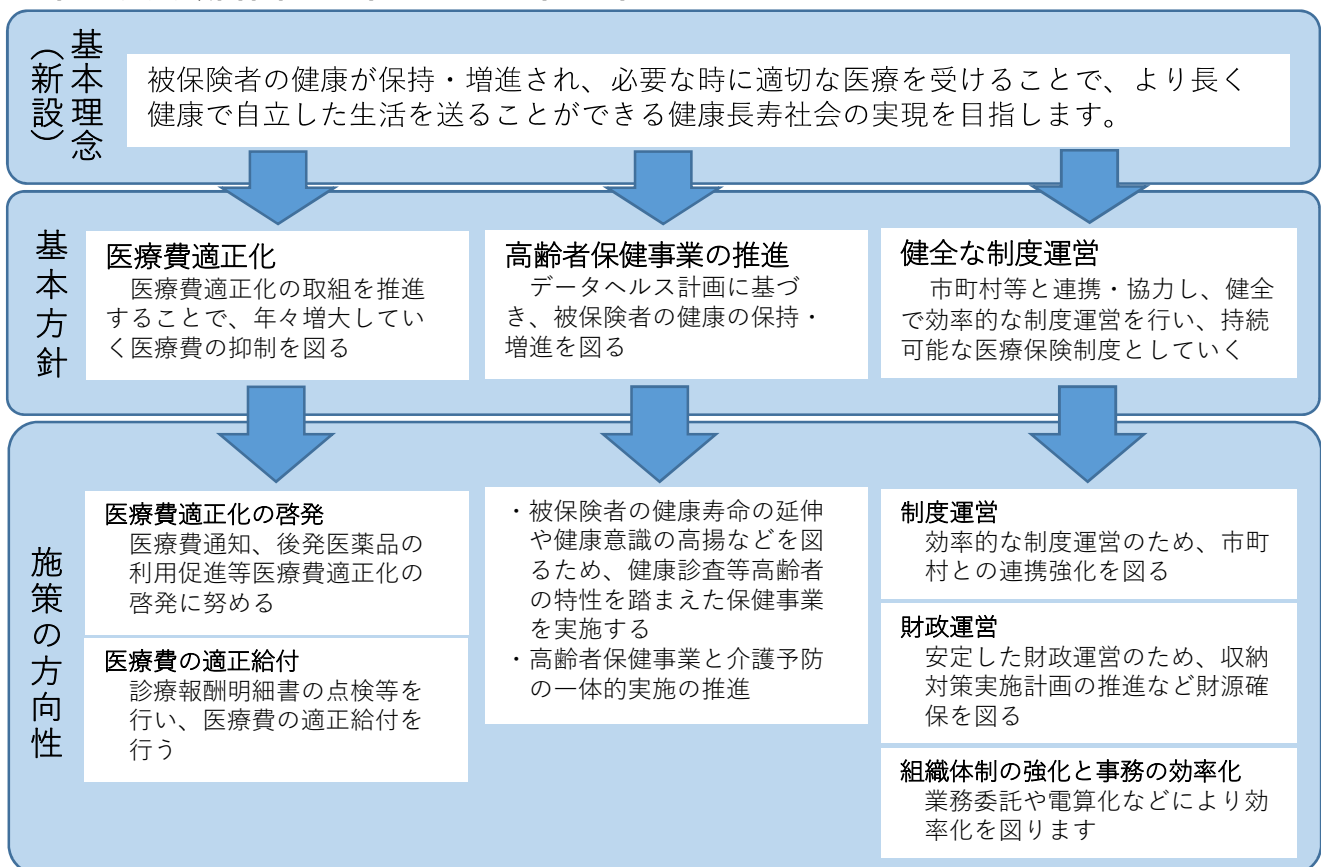


(2) 課題

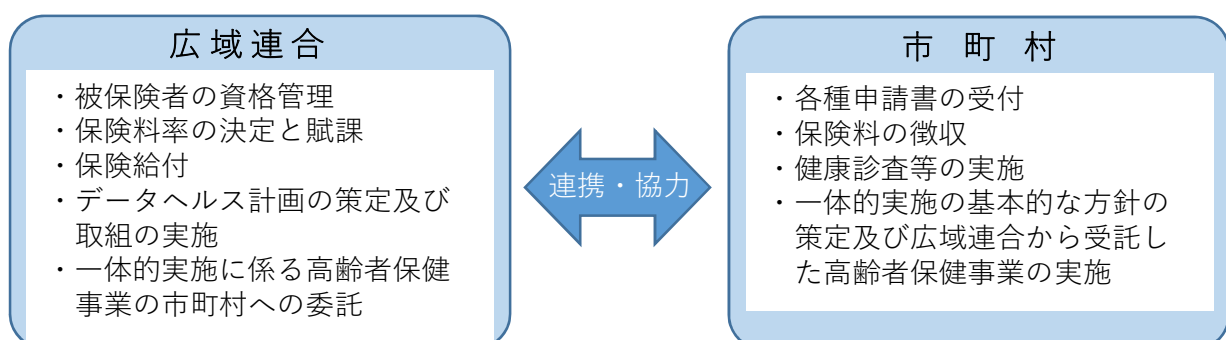
増大する医療費に対して、持続可能な制度としていくために、医療費の適正化、健康の保持増進、健全な制度運営により一層取り組んでいく必要があります。

医療費の 適正化	<p>高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療費は今後も増加していく見込みのため、将来にわたって、安定した制度運営をするためには医療費の伸びを抑制する必要があります。</p> <p>診療報酬明細書の点検などを通じて医療費の適正化を推進してきましたが、今後さらに取組を進めていく必要があります。</p>
健康の 保持増進	<p>高齢者になると、加齢に伴う心身機能の低下により自立した日常生活を送ることが困難になってきます。できる限り長く自立した生活を送るためには、健康寿命の延伸が不可欠です。健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病の予防等につなげる必要があります。</p> <p>また、後期高齢者は前期高齢者に比べ、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルの進行が顕著で、複数の慢性疾患を保有することなどから、多面的かつ包括的な疾病管理がより重要となり、高齢者の特性を考慮しながら、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施を推進していく必要があります。</p>
健全な 制度運営	<p>被保険者が安心して医療を受けられるよう、広く被保険者や市町村などの関係機関の意見を十分に聴き、運営にあたる必要があります。</p> <p>また、補助制度等を最大限活用するとともに適切な保険料率の設定と賦課を行い、収納率の向上を目指し、必要な財源を確保する必要があります。</p>

4 第4次広域計画の基本理念と基本方針



5 広域連合と市町村の事務分担



神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（素案）

に対する意見募集の結果について

1 実施結果

(1) 意見募集期間 令和3年10月1日から令和3年11月2日まで

(2) 意見提出人数：12名

年 齢	人 数
85歳以上	4
80歳～84歳	5
75歳～79歳	0
74歳以下	2
不明	1

(3) 提出方法

種 類	件 数
F A X	5
郵送	4
メール	3

2 意見と広域連合の考え方

(1) 意見提出件数：23件

・主に高齢者保健事業、健康診査に関する御意見が寄せられました。

分 類	意 見 数
高齢者保健事業に関すること	6 (1)
広報・広聴に関すること	3 (1)
資格・一部負担金に関すること	2 (1)
保険料に関すること	1 (1)
基本方針に関すること	1
その他	12

※ () 内は他の分類と重複する意見数。

(2) ご意見に対する広域連合の考え方について

・寄せられた御意見は、各事業の実施にあたり参考とさせていただきます。

区 分	件 数
A：意見を広域計画に反映するもの	0
B：事業施策上の参考とするもの	13
C：意見の一部又は全部がすでに盛り込まれているもの	1
D：その他（広域計画を超えるもの、感想など）	9

【高齢者保健事業に関すること】 ※は、他の分類と重複

整理 番号	意見要旨	区分	広域連合の考え方
1	健康の保持増進について、他都道府県の取組を参考に取組むのはいかがか。	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
2	健康診査受診率の向上が将来の高齢者の健康増進については制度運営の改善につながると理解。そのための具体策を提案。 ①受けていない人へのPR強化 ②受診者に特典（銭湯代補助、温泉旅行補助）の付与	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
3※	高齢者保健事業やデータヘルス計画での健康課題情報が市の窓口で確認できるようにしてほしい。	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。 なお、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）は、ホームページでご覧いただけます。
4	早期発見という意味での健康診査受診率向上、受診率向上が進まない理由、調査、分析の記述を追加したほうが今後につながると思います。	B	健康寿命の延伸のためにも健康診査受診率の向上が重要であると考えています。御意見の趣旨は、施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
5	受診率向上に向けて案内封筒に動機づけのための標語を印刷する、案内通知に受診者の感想の声を乗せるなどしたらどうでしょうか。	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
6	受診案内通知を出しているが、受診していない人に電話聞き取りして本人がどういう気持ちでいたのかを調べまとめるなど受診率が伸びなかった理由の分析を入れるべきと思います。	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。

【広報・広聴に関すること】 ※は、他の分類と重複

整理番号	意見要旨	区分	広域連合の考え方
7	神奈川県の一人名たり医療費等について、神奈川県現状（健康診断受診率等）を広報紙に掲載してはどうか。	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
3※	高齢者保健事業やデータヘルス計画での健康課題情報が市の窓口で確認できるようにしてほしい。	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。 なお、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）は、ホームページでご覧いただけます。
8	高齢者にとってホームページの活用は難しい。高齢者にとって解りやすい「広報誌」による情報提供を希望する。	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。 なお、各広報物については市町村窓口でもご覧いただけます。

【資格・一部負担金に関すること】 ※は、他の分類と重複

整理番号	意見要旨	区分	広域連合の考え方
9	被保険者証をカードサイズ化してほしい。	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
10※	一部負担金を1割にしてください。 令和3年8月から3割負担となり、保険料も4倍にもなり、年金の手取りが減少した。 後期高齢者の負担金少なくするようお願いいたします。	D	自己負担割合の決定や保険料の賦課については、法令等に基づき各被保険者の所得に応じて算出し、決定しております。

【保険料に関すること】 ※は、他の分類と重複

整理番号	意見要旨	区分	広域連合の考え方
10※	一部負担金を1割にしてください。 令和3年8月から3割負担となり、保険料も4倍にもなり、年金の手取りが減少した。 後期高齢者の負担金少なくするようお願いいたします。	D	自己負担割合の決定や保険料の賦課については、法令等に基づき各被保険者の所得に応じて算出し、決定しております。

【基本方針に関すること】

整理番号	意見要旨	区分	広域連合の考え方
11	①医療費の適正化②健全な制度運営については、より具体的に課題を絞って検討はいかがか。	B	広域計画では、基本方針や施策の方向性を示し、具体的な課題の検討は施策事業の実施にあたり、行うこととさせていただきます。

【その他】

整理番号	意見要旨	区分	広域連合の考え方
12	お住いの市町村の医療体制に対する不安。	D	神奈川県が定める保健医療計画にて、医療提供体制の整備等について方針を定めています。県に対するご意見として整理させていただきます。
13	後期高齢者という名称を改善してほしい。	D	後期高齢者医療制度は、国が法令等で定める制度です。国に対するご意見として整理させていただきます。
14	後期に加入する前の状態から、継続性が保持されたい。 例：保険証の紙質や大きさ、口座情報	B	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
15	(2) 健全な制度運営 ア制度運営の(イ)の業務委託は民間委託ということだが、管理監督及びチェック機能は任せきりでよいのか。	B	事業委託にあたっては、報告書等により、業務が適正に行われているか管理監督を行っております。今後も適正な事務執行に努めてまいります。

【その他】

整理 番号	意 見 要 旨	区分	広 域 連 合 の 考 え 方
16	財源確保について、年金生活者は収入が少ない。社会保障制度全体の不公平をなくしてほしい。	D	社会保障制度全体へのご意見として整理させていただきます。
17	「PDCAサイクル」「データヘルス計画」：わかりやすく日本語で表現してほしい。	D	御意見として、参考とさせていただきます。
18	各データ・グラフ 神奈川県が全国平均と乖離する理由を簡単に記載してほしい。特に健康診査受診率が全国平均より2%も低い理由を記載してほしい。	B	御意見として、参考とさせていただきます。
19	現役世代からの支援金で支えられているが、現役世代の人口が減ってきているため、高齢者を支えられなくなってきた。後期高齢者医療制度の全体を見直して、健康な高齢者を増加させて高齢者の負担を最小限となるように取り組むべきである。	C	基本理念に掲げている健康長寿社会を目指し、基本方針及び施策の方向性を定めています。広域計画を推進することで、現役世代からの支援金や高齢者の負担が適正に向かうものと考えています。
20	県が標榜されるグランドデザインでの未病改善や地域ケアシステムなどの実行策が市民にとって身近に専念できることを期待している。	D	県に対するご意見として整理させていただきます。

【その他】

整理 番号	意 見 要 旨	区分	広 域 連 合 の 考 え 方
21	健康診査や歯科健康診査の受診率が全国平均より低いことに驚いた。毎年受診すべきだと感じた。	D	御意見として、参考とさせていただきます。
22	広域連合議会で制度の問題点・課題が審議されるべき。今の議会では事務局案を確認する場となっている。この広域計画案でも議会の役割について触れられていない。活発な討論の場となるよう要望する。	D	御意見として、参考とさせていただきますが、後期高齢者医療制度は、国が法令等で定める制度であり、広域連合議会は、広域連合の予算や条例などを審議・決定する機関です。
23	居酒屋、レストラン等に、ヘルシーメニューを出すよう指導をしてはどうでしょうか。	D	広域連合が直接、飲食店等へ指導することは出来かねますが、御意見の趣旨は、施策事業の実施にあたり参考とさせていただきます。

令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第 3 号)について

1 補正予算額

3 億 8,042 万 6 千円を増額し、予算総額を 41 億 3,966 万 2 千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 繰越金

令和 2 年度からの繰越額の確定：3 億 8,042 万 6 千円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金 1. 繰越金	1. 繰越金	552,456	① 380,426	932,882
歳入合計		3,759,236	380,426	4,139,662

(2) 歳出

○ 一般管理費

令和 2 年度国庫補助金の精算に伴う国への償還金：356 万 2 千円の増

○ 財政調整基金費

令和 2 年度繰越額の確定に伴う基金への積立金：3 億 7,686 万 4 千円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	2,976,476	② 3,562	2,980,038
2. 総務費 1. 総務管理費	2. 財政調整基金費	218,496	③ 376,864	595,360
歳出合計		3,759,236	380,426	4,139,662

【参考】

1 令和 2 年度の一般会計決算剰余金を財政調整基金に積立 (単位：千円)

2 年度繰越金の増 (3 月補正) ①	3 年度償還金の増 (3 月補正) ②	3 年度財政調整基金 積立金補正額 (3 月補正) ③ = ① - ②
380,426	3,562	376,864

2 財政調整基金令和 3 年度末残高見込み (単位：千円)

	2 年度末残高 A	3 年度取崩額 B	3 年度積立額 (見込) C	3 年度末残高 (見込) D = A - B + C
財政調整基金	1,333,131	0	(繰越分) 376,865 (積立分) 218,473 (利子分) 22	1,928,491

【このページは空白です】

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

1 補正予算額

272億3,123万7千円を増額し、予算総額を1兆127億5,773万2千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 市町村負担金

令和2年度療養給付費負担金の精算分：37億4,078万5千円の減

○ 繰越金

令和2年度からの繰越額の確定：309億7,202万2千円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	1. 市町村負担金	202,962,158	②▲3,740,785	199,221,373
8. 繰越金	1. 繰越金	8,500,000	① 30,972,022	39,472,022
歳入合計		985,526,495	27,231,237	1,012,757,732

(2) 歳出

○ 基金積立金

令和2年度繰越額の確定に伴う基金への積立金：117億6,551万4千円の増

○ 償還金

令和2年度国庫負担金等の精算に伴う国への償還金：154億6,572万3千円

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金	1. 基金積立金	176	④11,765,514	11,765,690
6. 諸支出金	1. 償還金及び還付加算金	10,204,000	③15,465,723	25,669,723
歳出合計		985,526,495	27,231,237	1,012,757,732

【参考】

1 令和2年度の特別会計決算剰余金を支払準備基金に積立

(単位：千円)

2年度繰越金の増 (3月補正) ①	3年度市町村負担金の減 (3月補正) ②	3年度償還金の増 (3月補正) ③	3年度支払準備基金積立金補正額 (3月補正) ④=①+②-③
30,972,022	▲3,740,785	15,465,723	11,765,514

2 療養給付費等支払準備基金令和3年度末残高見込み

(単位：千円)

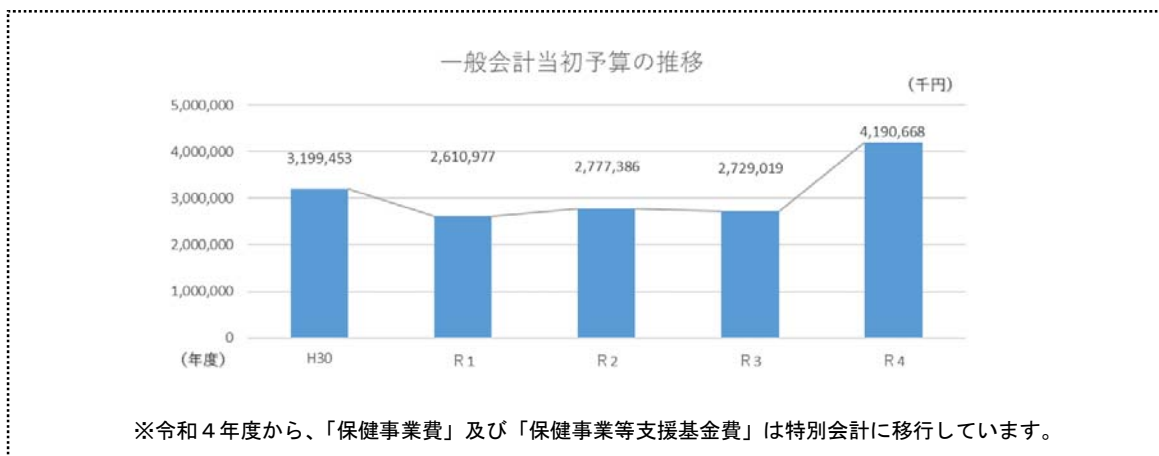
	2年度末残高 A	3年度取崩額 B	3年度積立額(見込) C	3年度末残高(見込) D=A-B+C
支払準備基金	8,612,541	4,209,730	(今回補正分) 11,765,514 (利子) 176	16,168,501

【このページは空白です】

令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算について

1 予算案の全体概要

令和4年度予算総額は、対前年度比14億6,164万9千円増額(53.6%)の41億9,066万8千円となっています。団塊の世代が後期高齢者となり始めることによる被保険者数の増加に加え、2年に一度の被保険者証の一斉更新や窓口負担2割導入への対応などにより、予算総額は大幅に増額しておりますが、国の特別調整交付金や財政調整基金の活用などにより市町村負担金は令和3年度と同程度に留めています。



2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額	(率)
分担金及び負担金 (市町村負担金)	2,406,836	2,393,469	13,367	(0.6%)
国庫支出金	1,241,112	335,502	905,610	(269.9%)
繰入金 (財政調整基金)	542,649	0	542,649	(-)
その他の歳入	71	48	23	(47.9%)
歳入合計	4,190,668	2,729,019	1,461,649	(53.6%)

(2) 主な増減要因

- 分担金及び負担金：県内市町村からの共通経費負担金 13,367千円
被保険者数の増加による増
- 国庫支出金：国からの補助金や交付金 905,610千円
窓口負担2割導入に伴う特別調整交付金の増
- 繰入金：財政調整基金からの繰入金 542,649千円
被保険者証一斉更新による増、市町村負担金の平準化による増

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目(事業名)	令和4年度	令和3年度	増減額	(率)
議会費	1,468	1,362	106	(7.8%)
総務費	4,179,200	2,717,657	1,461,543	(53.8%)
広域連合運営管理費	234,080	143,491	90,589	(63.1%)
資格管理事業費	1,045,628	119,600	926,028	(774.3%)
給付関係事業費	707,617	223,480	484,137	(216.6%)
電算システム関係費	1,098,074	995,971	102,103	(10.3%)
財政調整基金費	44	218,496	▲218,452	(▲100.0%)
その他の総務費	1,093,757	1,016,619	77,138	(7.6%)
予備費	10,000	10,000	0	(-)
歳出合計	4,190,668	2,729,019	1,461,649	(53.6%)

※ 事業別一覧は別紙のとおり。

(2) 主な増減要因

- 広域連合運営管理費 90,589 千円
 庁内システム機器更改、内部情報システムクラウド化、AI-OCR 導入関連費用による委託料の増
- 資格管理事業費 926,028 千円
 被保険者証交付(2割負担導入)による印刷製本費・通信運搬費等の増
- 給付関係事業費 484,137 千円
 2割負担導入に伴う高額療養費支給事前申請(口座登録事前勧奨)による通信運搬費・委託料等の増
- 電算システム関係費 102,103 千円
 2割負担導入に伴う標準システムカスタマイズ委託料等の増
- 財政調整基金費 ▲218,452 千円
 被保険者証一斉更新に伴う積立をしないことによる減(1年おきに積立)

4 基金の状況

(単位：千円)

	令和3年度末 残高(見込)	取崩予定額	積立予定額	令和4年度末 残高(見込)
財政調整基金	1,928,490	542,649	44	1,385,885

別紙

(参考資料)

令和4年度広域連合一般会計予算案 事業別一覧

(単位：円)

事業	令和4年度 予算額(案)		令和3年度 当初予算額		対前年度増減額		対前年度比		予算額の主な増減の内訳
	A	C	B	D	当初予算額		対前年度比		
					特定財源等	市町村負担金	A/B(%)	C/D(%)	
01 議会費	1,468,000	0	1,382,000	0	1,382,000	106,000	107.8%	107.8%	・会場使用料の減額割合の見直しによる増 90千円
02 総務費	4,179,200,000	1,783,832,000	2,395,368,000	2,382,107,000	2,717,657,000	1,461,543,000	153.8%	1306.7%	
01 総務管理費	4,178,785,000	1,783,832,000	2,394,953,000	2,381,691,000	2,717,241,000	1,461,544,000	153.8%	1107.0%	・会計年度任用職員の増員による報酬等の増 7,484千円 ・庁内システム構築変更、内部情報システムクラウド化、AI-OCR導入関連費用による委託料の増 88,389千円
01 広域連合運営管理費	234,080,000	73,882,000	160,198,000	135,691,000	143,491,000	90,589,000	163.1%	118.1%	・職員の前年度平均年齢の低下による給与の減 ▲127千円
02 広域連合事業費負担金	404,982,000	0	404,982,000	0	405,109,000	▲127,000	100.0%	100.0%	
03 会計関係費	73,000	0	73,000	0	73,000	0	100.0%	100.0%	
04 保険料関係事業費	20,398,000	0	34,279,000	17,955,000	16,324,000	▲13,881,000	59.5%	125.0%	・保険料軽減特例見直し等広報の終了に伴う印刷製本費・補助金の減 ▲14,477千円
05 資格管理事業費	1,045,628,000	757,757,000	287,871,000	117,319,000	119,600,000	2,281,000	874.3%	245.4%	・被保険者証交付(一斉更新)による印刷製本費・運送運搬費・委託料の増 412,490千円 ・被保険者証交付(2割負担導入)による印刷製本費・通信運搬費・委託料の増 548,929千円
06 給付関係事業費	707,617,000	466,388,000	241,249,000	223,005,000	223,480,000	484,137,000	316.6%	108.2%	・高額療養費支給事前申請(口座登録事前勧奨)による通信運搬費・委託料等の増 465,782千円
07 医療費適正化事業費	600,058,000	384,191,000	265,867,000	269,716,000	552,367,000	▲384,900	108.6%	98.6%	・被保険者数の増加等による通信運搬費の増 14,575千円 ・被保険者数の増加等による委託料の増 332,224千円
08 電算システム関係費	1,098,074,000	83,770,000	1,014,304,000	995,971,000	995,971,000	18,333,000	110.3%	101.8%	・2割負担導入による標準システムカスタマイズ委託料の増 66,770千円 ・標準システムクラウド化に係る委託料の増 55,000千円 ・次期セキュリティシステム構築がないことによる委託料の減 ▲105,089千円 ・管理資産増によるセキュリティシステム運用・保守業務の委託料の増 29,559千円 ・新システム運来及び機器買付に係るOA機器使用料及び賃借料の増 41,091千円
09 広報広聴活動関係費	67,831,000	67,820,000	11,000	10,000	24,375,000	43,456,000	278.3%	110.0%	・2割負担導入によるガイドブック等の再発行に伴う印刷製本費の増 1,114千円 ・コールセンターの契約方法及び仕様の変更に伴う委託料の増 41,343千円
10 財政調整基金費	44,000	44,000	218,496,000	23,000	218,473,000	▲218,473,000	0.0%	0.0%	・被保険者証一斉更新に伴う積立をしないことによる減 ▲218,452千円
02 選挙費	62,000	0	62,000	0	62,000	0	100.0%	100.0%	
03 監査委員費	353,000	0	354,000	0	354,000	▲1,000	99.7%	99.7%	
03 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000	0	100.0%	100.0%	
合計	4,190,668,000	1,783,832,000	2,729,019,000	2,393,469,000	2,729,019,000	1,461,649,000	153.6%	100.6%	

令和4年度予算における市町村負担金以外の歳入
 国庫支出金 1,241,112,000円
 財産収入・預金利子・雑入 542,720,000円
 1,783,832,000円
 合計

【このページは空白です】

令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算について

1 予算案の全体概要

財政運営期間の1年目となる令和4年度予算総額は、被保険者数の増加等により、3年度当初予算額に比べて370億4,562万4千円(3.8%)増の1兆228億8,407万9千円となっています。また、令和3年度まで一般会計に計上していた「保健事業費」及び「保健事業等支援基金費」を特別会計に集約します。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額	(率)
市町村支出金	209,750,948	202,962,158	6,788,790	(3.3%)
保険料納付金(現年度分)	116,365,630	113,214,551	3,151,079	(2.8%)
基盤安定拠出金	16,792,981	16,074,789	718,192	(4.5%)
療養給付費負担金 (定率負担金)	76,186,833	73,333,550	2,853,283	(3.9%)
その他市町村支出金	405,504	339,268	66,236	(19.5%)
国庫支出金	285,893,172	274,873,990	11,019,182	(4.0%)
県支出金	84,496,818	79,087,585	5,409,233	(6.8%)
支払基金交付金	426,589,536	414,629,591	11,959,945	(2.9%)
繰入金	7,731,371	4,209,731	3,521,640	(83.7%)
その他の歳入	8,422,234	10,075,400	▲1,653,166	(▲16.4%)
歳入合計	1,022,884,079	985,838,455	37,045,624	(3.8%)

(2) 主な内容と増減

- 保険料納付金(現年度分) 3,151,079千円
 被保険者数の増加等による増
 保険料予定収納率：99.49%
- 基盤安定拠出金 718,192千円
 被保険者数の増加等による増
- 療養給付費負担金(定率負担金) 2,853,283千円
 医療給付費の増額に伴う増
- 国庫支出金：療養給付費等の国庫負担金、財政調整交付金等の国庫補助金 11,019,182千円
 医療給付費の増額に伴う増
- 県支出金：療養給付費等の県費負担金 5,409,233千円
 医療給付費の増額に伴う増
- 支払基金交付金：現役世代からの支援金 11,959,945千円
 医療給付費の増額に伴う増
- 繰入金：支払準備基金から特別会計への繰入金 3,521,640千円
 剰余金の増加に伴う増

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額 (率)
保険給付費	1,006,622,610	970,317,953	36,304,657 (3.7%)
療養給付費等	1,001,031,411	964,703,561	36,327,850 (3.8%)
審査支払手数料	2,377,611	2,458,418	▲80,807 (▲3.3%)
葬祭費	3,207,000	3,151,550	55,450 (1.8%)
傷病手当金	6,588	4,424	2,164 (48.9%)
保健事業費	5,191,871	4,803,342	388,529 (8.1%)
基金積立金	368	208	160 (76.9%)
諸支出金	10,303,000	10,204,000	99,000 (1.0%)
その他の歳出	766,230	512,952	253,278 (49.4%)
歳出合計	1,022,884,079	985,838,455	37,045,624 (3.8%)

(2) 主な内容と増減

- 療養給付費等 36,327,850 千円
被保険者数の増加等による増
- 保健事業費 388,529 千円
一体的実施事業の実施市町村増加に伴う増 (154,880 千円)
その他保健事業拡充（市町村補助金の新設等）に伴う増 (196,408 千円)

【参考】

<平均被保険者数の推移>

(単位：人)

	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 見込	R4 見込
平均被保険者数	1,088,568	1,133,801	1,158,697	1,186,180	1,237,213
対前年度比	4.4%	4.2%	2.2%	2.4%	4.3%

<一人当たり医療費の推移>

(単位：円)

	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 見込	R4 見込
一人当たり医療費	869,772	882,886	840,450	891,077	888,147
対前年度比	▲0.1%	1.5%	▲4.8%	6.0%	▲0.3%

※<一人当たり医療費の推移>にある「R3 見込」の数値は令和元年度に R2・3 保険料を算定した時点での見込額です。

4 基金の状況

(単位：千円)

	令和3年度末残高 (見込)	取崩予定額	積立予算額	令和4年度末残高 (見込)
療養給付費等 支払準備基金	16,168,501	7,531,370	324	8,637,455
保健事業等 支援基金	2,175,777	200,000	44	1,975,821